

第92期第1四半期（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【設備の状況】	9
第4 【提出会社の状況】	10
1 【株式等の状況】	10
2 【株価の推移】	16
3 【役員の状況】	16
第5 【経理の状況】	17
1 【四半期連結財務諸表】	18
2 【その他】	32
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	33

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月13日

【四半期会計期間】 第92期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

【会社名】 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社

【英訳名】 H2O RETAILING CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 若 林 純

【本店の所在の場所】 大阪市北区角田町8番7号

【電話番号】 06(6365)8120(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 森 忠 嗣
経営企画室長

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区芝田2丁目6番27号

【電話番号】 06(6365)8120(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 森 忠 嗣
経営企画室長

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第91期 第1四半期連結累計 (会計)期間	第92期 第1四半期連結累計 (会計)期間	第91期
会計期間	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
売上高 (百万円)	114,928	106,235	470,395
経常利益 (百万円)	3,099	2,033	9,603
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,868	836	3,016
純資産額 (百万円)	160,829	156,633	159,566
総資産額 (百万円)	324,447	336,336	344,699
1株当たり純資産額 (円)	778.71	758.10	772.27
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	9.06	4.06	14.62
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	8.24	3.69	13.30
自己資本比率 (%)	49.5	46.5	46.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△ 5,794	△ 4,079	18,850
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△ 8,650	△ 8,343	△ 35,510
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△ 1,297	△ 1,307	17,120
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	19,150	21,589	35,365
従業員数 (名)	5,820	5,399	5,367

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

なお、株式会社ハートダイニング、株式会社阪急製作所、株式会社阪急アイウェア、株式会社エヌ・ティ・イーは、従来「その他事業」に区分されておりましたが、平成22年4月1日に実施しました事業再編に伴い、当第1四半期連結会計期間より「PM事業」に区分変更しております。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	5,399 (7,154)
---------	---------------

(注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者及び執行役員を含む就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者数の当第1四半期連結会計期間の平均人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	51 (2)
---------	--------

(注) 1 従業員数は就業人員であり、全員が㈱阪急阪神百貨店からの出向者であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者数の当第1四半期会計期間の平均人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	品名	生産高(百万円)	前年同四半期比 (%)
スーパーマーケット事業	食料品	3,069	99.7

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 金額は、販売価格によっております。
3 上記以外のセグメントについては、該当事項はありません。
4 前年同四半期比につきましては、前第1四半期連結会計期間のセグメント情報を当第1四半期連結会計期間において用いた報告セグメントの区分に組替えた金額と比較しております。

(2) 受注実績

スーパーマーケット事業(食料品製造業)については、過去の販売実績に基づいて見込生産を行っております。

上記以外のセグメントについては、製造業と業態が異なるため該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	品名	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
百貨店事業	衣料品	27,685	89.3
	身の回り品	11,781	95.9
	家庭用品	3,204	91.7
	食料品	23,197	87.3
	食堂・喫茶	1,936	92.7
	雑貨	9,268	96.7
	サービス・その他	1,478	90.1
	消去	△ 49	58.0
	計	78,504	90.7
スーパーマーケット事業	スーパーマーケット	22,235	102.9
	食料品製造	1,270	97.9
	消去	△ 1,037	133.7
	計	22,468	101.5
PM事業	商業不動産賃貸管理	1,676	92.1
	ホテル	475	93.0
	装工	462	76.3
	飲食店	851	84.0
	その他	50	200.5
	消去	△ 666	94.2
	計	2,849	87.2
その他事業	友の会	106	98.1
	個別宅配	1,705	105.3
	人材派遣	301	69.6
	情報処理サービス	138	54.9
	その他	4,021	77.2
	消去	△ 3,859	82.5
	計	2,412	82.0
合計		106,235	92.4

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 前年同四半期比につきましては、前第1四半期連結会計期間のセグメント情報を当第1四半期連結会計期間において用いた報告セグメントの区分に組替えた金額と比較しております。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日～平成22年6月30日）においては、一部で企業の収益が改善し、景気の緩やかな回復が見られるものの、雇用や所得環境の改善には至らず、小売を取り巻く環境は引き続き厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社グループでは、主力の百貨店事業において阪神梅田本店や西宮阪急などの店舗で売上が前年を大きく上回りましたが、阪急うめだ本店の建て替え工事に伴う営業面積減少と、お中元ギフトの売上の計上時期を受注時から出荷時に変更した影響により連結業績は減収減益となりました。

《連結業績(平成22年4月1日～平成22年6月30日)》

	金額(百万円)	前年同期比(%)
売上高	106,235	92.4
営業利益	1,548	74.2
経常利益	2,033	65.6
四半期純利益	836	44.8

(参考値)お中元ギフト影響を除く売上高の前年同期比(%)
95.0

セグメントの概況は、次のとおりです。

《百貨店事業》

阪急うめだ本店では、昨年9月の一期棟開業により、営業面積が68%（インクス館含む）に減少しましたが、メンズ館を含む阪急うめだ本店の売上高前年同期比は、80.4%（※注）となりました。一方、阪神梅田本店でも、昨年8月の全面改装後、引き続き全館で売上が好調に推移した結果、売上高前年同期比は、109.0%（※注）となりました。

さらに、支店においても、ほとんどの店舗で売上は回復基調となりましたが、特に西宮阪急では、売上高前年同期比は117.2%（※注）と大幅に売上が増加しました。また、8月22日に閉店することを決定した四条河原町阪急では、6月9日より、全館で「閉店売りつくしセール」を開始し、多くのお客様で賑わいました。このように、阪急うめだ本店を除く既存店の売上高は、前年同期比103.1%（※注）と前年実績を上回り推移しました。

これらの結果、百貨店事業の業績は、阪急うめだ本店の営業面積減少の影響とお中元ギフトの売上計上時期の変更の影響を受けて減収減益となりましたが、売上・営業利益ともに期初想定を上回りました。

（※注 お中元ギフトの売上計上時期変更の影響を除く前年同期比）

《百貨店事業の業績(平成22年4月1日～平成22年6月30日)》

	金額(百万円)	前年同期比(%)
売上高	78,504	90.7
営業利益	1,065	70.0

(参考値)お中元ギフト影響を除く売上高の前年同期比(%)
93.8

《スーパーマーケット事業》

食品スーパーを運営する株式会社阪食では、低価格志向の強まりから客単価の下落が続いており、既存店ベースの売上高は前年同期比94.5%となりました。一方、本年も、4月に阪急オアシス山科店

(京都市山科区)、5月には同宝塚山手台店(兵庫県宝塚市)の2店を出店し、6月末現在で61店舗となりました。

これらの結果、スーパーマーケット事業の業績は、前年同期と比較して店舗数が2店舗増加したことに加え、食品製造子会社の収益が改善したことにより、増収増益となりました。

《スーパーマーケット事業の業績(平成22年4月1日～平成22年6月30日)》

	金額(百万円)	前年同期比(%)
売上高	22,468	101.5
営業利益	266	144.9

《PM(プロパティマネジメント)事業》

商業施設を管理・運営する株式会社阪急商業開発では、店頭売上の苦戦から家賃収入が減少し、また、ビジネスホテルを運営する株式会社アワーズイン阪急においても、客室稼働率が低下し、ともに減収減益となりました。その一方で、株式会社エイチディ・プランニング・ウエストは、グループの食品スーパー以外への100円パン事業の拡大を進めており、本年度は、阪急西宮北口駅(兵庫県西宮市)やイオンモールKYOTO(京都市南区)に出店し、順調に売上を伸ばしました。

《PM事業の業績(平成22年4月1日～平成22年6月30日)》

	金額(百万円)	前年同期比(%)
売上高	2,849	87.2
営業利益	140	48.2

《その他事業》

京阪神エリアにおいて個別宅配事業を行う株式会社阪急キッチンエールでは、本年度も5月に大阪府南部、京都府南部、6月に奈良県の一部にまで翌日宅配エリアを拡大するとともに、妊娠中や小さいお子様をお持ちの会員に向けてのサポートサービスを導入するなど、引き続きサービスメニューの充実に努めた結果、会員数は前年同期比で約4,200名増加し、増収となりました。

また、その他子会社でも経費の効率化を進めましたが、持株会社である当社を含むその他事業の業績は、昨年10月の一部子会社の売却の影響もあり、減収減益となりました。

《その他事業の業績(平成22年4月1日～平成22年6月30日)》

	金額(百万円)	前年同期比(%)
売上高	2,412	82.0
営業利益	585	56.9

これらの結果、当第1四半期連結会計期間の連結業績は、売上高が106,235百万円、営業利益は1,548百万円、経常利益は2,033百万円、四半期純利益は836百万円となりました。

※前年同期比につきましては、前第1四半期連結会計期間のセグメント情報を当第1四半期連結会計期間において用いた報告セグメントの区分に組替えた金額と比較しております。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は336,336百万円となり、前連結会計年度末に比べ8,363百万円減少しました。これは主に、賞与の支給、配当金の支払い、法人税等の納税等により現金及び預金が減少したことなどによるものです。

負債合計は179,703百万円となり、前連結会計年度末から5,430百万円減少しました。これは主に、賞与の支給による賞与引当金の減少2,204百万円、季節要因による買掛金の減少1,647百万円などによるものです。

また、純資産は156,633百万円と前連結会計年度末から2,932百万円減少しました。これは利益剰余金が452百万円減少したほか、株式含み益の減少により、その他有価証券評価差額金が2,425百万円減少したことなどによるものです。

なお、自己資本比率は46.5%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における「現金及び現金同等物の四半期末残高」は21,589百万円となり、前連結会計年度末に比べ13,775百万円減少しました。

営業活動によるキャッシュ・フローは4,079百万円の支出となり、前第1四半期連結会計期間に比べ、1,714百万円の支出の減少となりました。これは主として、前第1四半期連結会計期間には2,143百万円あった「法人税等の支払額」が、当第1四半期連結会計期間では821百万円と、1,321百万円の支出が減少したこと等によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは8,343百万円の支出となり、前第1四半期連結会計期間に比べ、307百万円の支出の減少となりました。これは主として、「定期預金の増減額」が2,500百万円、「有形固定資産の取得による支出」が527百万円減少し、合わせて3,027百万円の支出の減少要因となった一方、「有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入」が1,147百万円が減少したほか、前第1四半期連結会計期間には「連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入」が1,431百万円あったことにより、合わせて2,579百万円の収入の減少（支出の増加）要因となったこと等によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは1,307百万円の支出となり、「配当金の支払額」1,289百万円など、ほぼ前年並みの支出となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

特記事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期 会計期末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	206,740,777	206,740,777	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式。単元 株式数は1,000株であります。
計	206,740,777	206,740,777	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社2009年3月発行新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)

平成21年1月30日の取締役会決議に基づいて株式報酬型ストック・オプションを付与するために発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第1四半期会計期末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	92(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	92,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成21年4月1日～ 平成51年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 493 資本組入額 1(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議 による承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注)4

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とします。
ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、各募集新株予約権の目的である株式の数を次の算式により調整するものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

調整後株式数は、株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用します。

また、上記のほか、割当日後、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で各募集新株予約権の目的である株式の数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

また、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとします。

- 2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- 3 (1) 新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社及び当社子会社である株式会社阪急阪神百貨店の取締役、監査役、執行役員等(以下「役員」という。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができます。
- (2) 上記(1)に拘らず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、下記(注)4に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとします。
- ①新株予約権者が2038年3月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2038年4月1日から2039年3月31日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する募集新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2に準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)3に準じて決定します。

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社2010年3月発行新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)

平成22年1月28日の取締役会決議に基づいて株式報酬型ストック・オプションを付与するために発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	165(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	165,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～ 平成52年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 568 資本組入額 1(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とします。
ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、各募集新株予約権の目的である株式の数を次の算式により調整するものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

調整後株式数は、株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用します。

また、上記のほか、割当日後、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で各募集新株予約権の目的である株式の数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

また、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとします。

- 2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- 3 (1) 新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社及び当社子会社である株式会社阪急神戸百貨店の取締役、監査役、執行役員等(以下「役員」という。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができます。
- (2) 上記(1)に拘らず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、下記(注)4に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとします。
- ①新株予約権者が2039年3月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2039年4月1日から2040年3月31日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する募集新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2に準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)3に準じて決定します。

② 新株予約権付社債

旧商法に基づき発行した新株予約権付社債は次のとおりであります。

2011年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（平成16年8月16日発行）	
第1四半期会計期間末現在 （平成22年6月30日）	
新株予約権の数（個）	4,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	20,366,598
新株予約権の行使時の払込金額（転換価額） （円）	1株当たり982(注)1
新株予約権の行使期間	平成16年8月23日から平成23年8月9日の銀行営業終了時(行使請求地時間)までとします。但し、本社債の繰上償還の場合は、償還日まで、買入消却の場合は、本社債消却の時まで、また債務不履行等による強制償還の場合は、期限の利益の喪失時までとします。 上記いずれの場合も、平成23年8月9日(行使請求地時間)より後に本新株予約権を行使することはできません。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1株当たり982 資本組入額 1株当たり491
新株予約権の行使の条件	(注)2、3
新株予約権の譲渡に関する事項	該当なし
新株予約権付社債の残高（百万円）	20,000
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整されます。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、自己株式数を除く)をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合、又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されます。

- 2 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとします。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
- 3 平成16年8月23日以降平成22年8月15日の銀行営業終了時(行使請求地時間)までの期間においては、本社債権者は、その期間内の各四半期の最終日(但し、平成22年7月1日から始まる四半期については平成22年8月15日)に終了する連続する30取引日期間中の20取引日の当社普通株式の終値がいずれも当該暦年の四半期最終日に適用ある転換価額(調整された場合は調整後の転換価額)の110%(1円未満切捨て)超であった場合に限り、本新株予約権を行使できるものとします。
- 平成22年8月16日以降平成23年8月9日の銀行営業終了時(行使請求地時間)までの期間においては、本社債権者は、当該期間中少なくとも1取引日において当社普通株式の終値が当該日に適用ある転換価額(調整された場合は調整後の転換価額)の110%(1円未満切捨て)超であった後であれば、いつでも本新株予約権を行使できるものとします。
- なお、上記において、「終値」とは、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値をいい、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所の営業日をいい、終値が発表されない日を含みません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年6月30日	—	206,740,777	—	17,796	—	37,172

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年3月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 425,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 204,816,000	204,816	同上
単元未満株式	普通株式 1,499,777	—	同上
発行済株式総数	206,740,777	—	—
総株主の議決権	—	204,816	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権の数2個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式885株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) エイチ・ツー・オー リテイリング(株)	大阪市北区角田町8番7号	425,000	—	425,000	0.21
計	—	425,000	—	425,000	0.21

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	679	649	652
最低(円)	635	556	555

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表については、あずさ監査法人により四半期レビューを受け、当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	34,613	45,889
受取手形及び売掛金	22,033	17,595
有価証券	191	191
商品及び製品	16,110	14,435
仕掛品	233	210
原材料及び貯蔵品	539	673
繰延税金資産	3,727	3,484
短期貸付金	605	521
未収入金	3,849	3,559
その他	2,427	2,203
貸倒引当金	△85	△129
流動資産合計	84,246	88,635
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※ 45,208	※ 46,313
機械装置及び運搬具（純額）	※ 1,231	※ 1,223
土地	33,947	33,948
建設仮勘定	7,585	4,511
その他（純額）	※ 5,289	※ 5,529
有形固定資産合計	93,262	91,526
無形固定資産		
のれん	16,762	17,004
その他	7,194	7,241
無形固定資産合計	23,957	24,245
投資その他の資産		
投資有価証券	65,916	70,797
長期貸付金	1,479	1,487
差入保証金	53,995	54,010
繰延税金資産	11,684	12,372
その他	1,877	1,675
貸倒引当金	△83	△51
投資その他の資産合計	134,869	140,292
固定資産合計	252,090	256,063
資産合計	336,336	344,699

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	27,324	28,971
1年内返済予定の長期借入金	166	166
商品券	21,525	21,021
未払法人税等	357	1,069
賞与引当金	2,528	4,733
役員賞与引当金	14	58
店舗建替損失引当金	1,189	—
店舗閉鎖損失引当金	4	783
資産除去債務	786	—
その他	26,036	25,817
流動負債合計	79,933	82,621
固定負債		
社債	20,000	20,000
長期借入金	40,755	40,755
繰延税金負債	11,774	13,252
再評価に係る繰延税金負債	348	348
退職給付引当金	15,716	15,576
役員退職慰労引当金	88	103
店舗建替損失引当金	—	1,188
商品券等回収引当金	1,809	1,804
長期未払金	2,288	2,279
長期預り保証金	6,761	7,200
資産除去債務	221	—
その他	4	3
固定負債合計	99,769	102,511
負債合計	179,703	185,133

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,796	17,796
資本剰余金	37,172	37,172
利益剰余金	95,592	96,044
自己株式	△295	△293
株主資本合計	150,265	150,720
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6,507	8,932
土地再評価差額金	42	42
為替換算調整勘定	△410	△365
評価・換算差額等合計	6,139	8,609
新株予約権	139	139
少数株主持分	89	96
純資産合計	156,633	159,566
負債純資産合計	336,336	344,699

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	114,928	106,235
売上原価	82,255	76,297
売上総利益	32,672	29,938
販売費及び一般管理費	※ 30,585	※ 28,389
営業利益	2,087	1,548
営業外収益		
受取利息	40	22
受取配当金	533	546
諸債務整理益	380	357
その他	547	193
営業外収益合計	1,502	1,120
営業外費用		
支払利息	59	104
商品券等回収引当金繰入額	276	275
その他	153	254
営業外費用合計	489	635
経常利益	3,099	2,033
特別利益		
移転補償金	—	229
投資有価証券売却益	33	—
特別利益合計	33	229
特別損失		
環境対策費	—	300
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	174
固定資産除却損	16	171
特別損失合計	16	646
税金等調整前四半期純利益	3,116	1,616
法人税、住民税及び事業税	292	216
法人税等調整額	956	569
法人税等合計	1,248	786
少数株主損益調整前四半期純利益	—	829
少数株主損失(△)	△0	△7
四半期純利益	1,868	836

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	3,116	1,616
減価償却費	2,280	2,312
のれん償却額	241	241
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△16	△12
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△2,403	△2,204
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△60	△43
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△76	139
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△8	△15
商品券等回収引当金の増減額 (△は減少)	35	5
関係会社事業再編引当金の増減額 (△は減少)	△971	—
店舗閉鎖損失引当金の増減額 (△は減少)	—	△17
受取利息及び受取配当金	△574	△568
支払利息	59	104
持分法による投資損益 (△は益)	13	10
固定資産除却損	16	171
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	174
有価証券及び投資有価証券売却損益 (△は益)	△33	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△3,509	△4,437
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△808	△1,565
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,245	△1,647
未払消費税等の増減額 (△は減少)	309	295
その他	△487	1,749
小計	△4,120	△3,690
利息及び配当金の受取額	576	575
利息の支払額	△106	△143
法人税等の支払額	△2,143	△821
営業活動によるキャッシュ・フロー	△5,794	△4,079
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額 (△は増加)	△5,000	△2,500
有形固定資産の取得による支出	△6,006	△5,479
有形固定資産の売却による収入	1	0
無形固定資産の取得による支出	△992	△1,168
投資有価証券の取得による支出	△5	△3
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	1,933	785
長期貸付金の回収による収入	—	8
差入保証金の差入による支出	△101	△12
差入保証金の回収による収入	88	25
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	1,431	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,650	△8,343

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の売却による収入	0	—
自己株式の取得による支出	△4	△2
配当金の支払額	△1,289	△1,289
その他	△4	△15
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,297	△1,307
現金及び現金同等物に係る換算差額	27	△45
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△15,715	△13,775
現金及び現金同等物の期首残高	34,866	35,365
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 19,150	※ 21,589

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益は2百万円、経常利益は3百万円、税金等調整前四半期純利益は177百万円減少しております。また、期首時点の当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は1,006百万円であり、当該変動額のうち762百万円は前連結会計年度末における店舗閉鎖損失引当金の残高の一部を資産除去債務として引き継いだ額であります。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法	<p>当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。</p>
2 固定資産の減価償却費の算定方法	<p>定率法を採用している固定資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>
3 繰延税金資産の回収可能性の判断	<p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化が生じておらず、かつ、一時差異等の発生状況に大幅な変動がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>
4 実地棚卸の省略	<p>当第1四半期連結会計期間末の棚卸資産の算出に関して、一部の実地棚卸を省略し、前連結会計期間末に係る実地棚卸高等を基礎として合理的な方法により算出しております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【追加情報】

(お中元ギフトの売上計上時期の変更)

従来、お中元ギフトの売上につきましては、業界の慣行として受注時に売上計上を行っていましたが、実現主義の下での収益認識要件をより厳格に解釈し、当第1四半期連結累計期間より出荷時の売上計上に変更しております。これにより、売上高は2,893百万円、売上総利益が704百万円、営業利益、経常利益、税金等調整前四半期純利益はそれぞれ475百万円減少しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
※ 有形固定資産の減価償却累計額	88,062百万円	※ 有形固定資産の減価償却累計額	86,656百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
※ 販売費及び一般管理費の主なもの		※ 販売費及び一般管理費の主なもの	
給料手当	8,522百万円	給料手当	8,203百万円
賃借料	5,651百万円	賃借料	5,298百万円
賞与引当金繰入額	1,778百万円	賞与引当金繰入額	1,100百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成21年6月30日現在)		※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成22年6月30日現在)	
現金及び預金	29,174百万円	現金及び預金	34,613百万円
有価証券勘定に含まれるMMF	0百万円	有価証券勘定に含まれるMMF	0百万円
計	29,174百万円	計	34,614百万円
預入期間が3か月超の定期預金	△10,024百万円	預入期間が3か月超の定期預金	△13,024百万円
現金及び現金同等物	19,150百万円	現金及び現金同等物	21,589百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	206,740,777

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	429,734

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期連結会計期間末残高(百万円)
エイチ・ツー・オー リテイリング(株)	2011年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債	普通株式	20,366,598	—
	ストック・オプションとしての2009年3月発行新株予約権	—	—	45
	ストック・オプションとしての2010年3月発行新株予約権	—	—	93
合計			20,366,598	139

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年5月12日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,289	6.25	平成22年3月31日	平成22年6月3日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	百貨店 事業 (百万円)	スーパー マーケット 事業 (百万円)	PM事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	86,590	22,126	2,194	4,015	114,928	—	114,928
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	84	775	137	5,247	6,246	(6,246)	—
計	86,675	22,902	2,332	9,263	121,174	(6,246)	114,928
営業利益	1,521	184	325	984	3,016	(929)	2,087

(注) 1 事業区分の方法：当社企業集団の事業区分は事業内容を勘案して決定しております。

2 各事業区分の主要な商品及び事業の内容

区分	商品及び事業の内容
百貨店事業	衣料品、身の回り品、家庭用品、食料品、食堂・喫茶、雑貨、サービス・その他
スーパーマーケット事業	スーパーマーケット業、食料品製造業、食料品共同仕入業
PM事業	商業不動産賃貸管理業、ホテル業
その他事業	卸売業、友の会業、個別宅配業、運送業、装工業、飲食店業、人材派遣業、情報処理サービス業他

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が、90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは百貨店事業を中心にスーパーマーケット事業及びPM事業などの事業活動を展開しております。したがって、「百貨店事業」、「スーパーマーケット事業」、「PM事業」、「その他事業」を報告セグメントとしております。

「百貨店事業」は主として衣料品、身の回り品、家庭用品、食料品等の販売を行う百貨店業を行っております。「スーパーマーケット事業」はスーパーマーケット業、食料品製造業、食料品共同仕入業を行っております。「PM事業」は商業用不動産賃貸管理業、ホテル業、飲食店業、装工業等を行っております。「その他事業」は友の会業、個別宅配業、人材派遣業、情報処理サービス業等を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

(単位：百万円)

	百貨店 事業	スーパー マーケット 事業	PM事業	その他 事業	計	調整額 (注1)	四半期連 結損益計 算書計上 額(注2)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	78,504	22,468	2,849	2,412	106,235	—	106,235
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	49	1,037	666	3,859	5,613	△ 5,613	—
計	78,553	23,506	3,516	6,272	111,849	△ 5,613	106,235
セグメント利益	1,065	266	140	585	2,057	△ 509	1,548

(注) 1. セグメント利益の調整額△509百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. お中元ギフトの売上計上時期の変更により、百貨店事業の売上高が2,708百万円、セグメント利益が424百万円及びスーパーマーケット事業の売上高が185百万円、セグメント利益が50百万円それぞれ減少しております。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負のれんの発生益)

該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準(企業会計基準17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

前第1四半期連結累計期間のセグメント情報を、当第1四半期連結累計期間において用いた報告セグメントの区分方法により区分すると次のようになります。なお、(株)ハートダイニング、(株)阪急製作所、(株)阪急アイウェア、(株)エヌ・ティ・イーは、従来「その他事業」に区分されておりましたが、平成22年4月1日に実施しました事業再編に伴い、当第1四半期連結会計期間より「PM事業」に区分変更しており、下記には当該変更を反映しております。

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

(単位:百万円)

	百貨店 事業	スーパー マーケット 事業	PM事業	その他 事業	計	調整額	四半期連 結損益計 算書計上額
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	86,590	22,126	3,269	2,940	114,928	—	114,928
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	84	775	694	4,693	6,249	△6,249	—
計	86,675	22,902	3,964	7,634	121,177	△6,249	114,928
セグメント利益	1,521	184	291	1,027	3,024	△937	2,087

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当社で行っておりますデリバティブ取引は、企業集団の事業の運営において重要なものではありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。なお、当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前連結会計年度の末日における残高に代えて、当第1四半期連結会計期間の期首における残高と比較しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
758.10円	772.27円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	156,633	159,566
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	228	235
(うち新株予約権)	(139)	(139)
(うち少数株主持分)	(89)	(96)
普通株式に係る純資産額(百万円)	156,404	159,330
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(株)	206,311,043	206,314,892

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益 9.06円	1株当たり四半期純利益 4.06円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 8.24円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 3.69円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(百万円)	1,868	836
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,868	836
普通株式の期中平均株式数(株)	206,335,408	206,312,716
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	20,382,177	20,623,184
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2 【その他】

当社は、平成22年5月12日開催の取締役会において、平成22年3月31日を基準日とする第91期期末配当に関する事項について、次のとおり決議しております。

決議年月日	平成22年5月12日
配当金の総額	1,289百万円
1株当たり配当額	6.25円

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月12日

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 享司 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 脇田 勝裕 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 河崎 雄亮 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月12日

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 享 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 脇 田 勝 裕 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河 崎 雄 亮 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月13日

【会社名】 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社

【英訳名】 H2O RETAILING CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 若 林 純

【最高財務責任者の役職氏名】 —

【本店の所在の場所】 大阪市北区角田町8番7号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長若林 純は、当社の第92期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

